工事長期瑕疵保証

◇保証の対象について

当社が施工した工事において、瑕疵が生じた場合に完工引渡から最長10年間の瑕疵保証をする制度です。

◎保証する場合におきましては、一工事ごとに当社が発行した工事長期瑕疵保証書又は保証制度登録申込書を確認の上、制度に基づき保証致します。

◎工事内容により、瑕疵保証期間が異なりますのでご注意下さい。

保証期間／太陽光発電システム工事(10年保証)・オール電化工事(8年保証)・外部塗装・屋根工事(7年保証)・リフォーム工事(内装・水周りを含む)(5年保証)・その他簡易(10万円以下)工事(3年保証)

◎瑕疵保証については、補修・修繕による対応とさせて頂きます。
(原則として新品による交換は致しません)

◎消耗品等については、別途有料とさせて頂きます。

◎販売商品については、メーカー保証とし当保証制度の適用はありません。

◎一部工事内容によっては保証できない場合がございます。

◇以下の場合は保証の対象とはなりません。

(基本は当社の工事による瑕疵の場合のみ)

①お客様又はそれ以外に修理等が依頼された場合や改造等に依るものが原因の場合。

②補修・修理等の際に、保証書の提示（保証番号の通知）がない場合。

③保証書に記載された字句が書き替えられたり、書き加えられた場合。

④契約設置後にお客様の作業による設置場所の移動、落下等による場合。

⑤動・植物に起因する場合。

⑥火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは、倒壊等の偶然かつ外来の事由の場合。

⑦地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他・天災ならびにガス害・塩害公害の場合。

⑧戦争・外国の武力行使・改革・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変又は暴動（群集・又は多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）の場合。

⑨補修及び修繕の依頼が本保証の期間満了になされた場合。

⑩対象商品のメーカーがリコール宣言を行った後のリコール原因となった対象商品の部位にかかる部品交換や修理の場合。

⑪対象商品のメーカーが定める消耗品の内、使用者が容易に行える消耗品の交換である場合。

⑫対象商品の通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当する場合。

⑬使用上の誤り(取扱説明書記載以外の使用)、または維持、管理の不備に依って生じた故障及び改造の場合。

⑭故障が発生した時点において、被害の拡大防止を怠ったために生じた損害の場合。